

国官会第 15526 号
国官技第 214 号
国営管第 476 号
国営計第 134 号
国港総第 455 号
国港技第 57 号
国空予管第 596 号
国空空技第 338 号
国空交企第 192 号
国北予第 38 号
令和 3 年 11 月 30 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

大臣官房	会 計 課 長
	技 術 調 査 課 長
	官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
	官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局	総 務 課 長
	技 術 企 画 課 長
航 空 局	予 算 ・ 管 財 室 長
	航 空 ネットワーク部空港技術課長
	交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局	予 算 課 長
(公 印 省 略)	

国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための
国庫債務負担行為の運用について

国土交通省所管事業の執行については、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業（以下「5か年加速化対策事業」という。）や大規模災害からの復旧等に関する事業（以下「災害復旧等事業」という。）について、着実な事業の実施が求められているところである。

今般、別紙1のとおり新たな国庫債務負担行為（以下「事業加速円滑化国債」という。）の運用方法を定めたので、補正予算を活用してこれらの事業を実施する際は、事業加速円滑化国債の適切な活用により、迅速かつ着実な執行を図られたい。

また、国庫債務負担行為に基づく契約（以下「国債契約」という。）において余裕期間制度を活用する場合においては、別紙2に記載した事項について留意し、手続きを実施されたい。

なお、5か年加速化対策事業を事業加速円滑化国債によって実施する場合においては、補正予算による支出額に係る事業費のみが、上記閣議決定でおおむね15兆円程度とされた総事業費の一部として取り扱われることとなるので留意されたい。

事業加速円滑化国債について

1 概要

事業加速円滑化国債は、5か年加速化対策事業や災害復旧等事業のうち工期が複数年度にわたるものについて、補正予算を活用した国庫債務負担行為を設定することにより、計画的かつ一層の円滑な事業執行を促進するものである。

3か年以上にわたる国債契約においては、当該契約の中間年度（契約会計年度の翌年度をいう。以下同じ。）の支払限度額について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降、各会計年度の支払限度額を変更することで、当初の支払時期よりも前倒しで既済部分払等の支払いを可能とし、計画的かつ円滑な事業の執行を図ることができるものとする。

この場合の具体的な運用については以下によるものとし、運用の例については、別添1「事業加速円滑化国債の運用例」、支払時期等の例については、別添2「事業加速円滑化国債の支払時期等」を参照すること。

2 公告等及び入札参加希望者への周知

(1) 入札公告及び入札説明書への記載

事業加速円滑化国債を活用する場合には、入札公告及び入札説明書に以下の文を記載するものとする。

(記載例)

(○) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

(2) 入札参加希望者への周知

事業加速円滑化国債の活用にあたっては、入札説明書及び現場説明書において事業加速円滑化国債について従来の国債契約の運用と異なる点を入札に先立って入札参加者に十分了知させるものとし、その記載内容については、別添3「入札説明書例」及び別添4「現場説明書例」を参考にするものとする。

なお、「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設

省厚契発第27号)等においては、契約担当官等は、現場説明書等により各会計年度における請負代金の支払いの限度額を割合で明示することとしているが、事業加速円滑化国債を活用する場合においては、各会計年度における出来高予定額の割合についても同様に明示する必要があることに留意されたい。

3 出来高部分払及び中間前金払の取扱い

(1) 出来高部分払

事業加速円滑化国債を活用する契約については、「出来高部分払方式の実施について」(平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号)等に定める「出来高部分払方式」の対象とはしないものとする。

(2) 中間前金払

事業加速円滑化国債を活用する契約については、「公共工事の代価の中間前金払について」(昭和47年7月25日付け建設省会発第633号)等に定める「中間前金払」の対象とすることができる。受注者が中間前金払を選択した場合は、必要に応じて工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)等の別冊をいう。以下同じ。)第41条第1項を以下のように記載するものとする。

第41条 国債に係る契約の前金払(中間前金払を含む。)については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金(中間前払金を含む。以下この条において同じ。)の支払いを請求することはできない。

4 契約の変更の取扱い

事業加速円滑化国債は、中間年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合の各会計年度における支払限度額、部分払の支払回数等の変更は、以下によるものとする。具体的な契約の変更の例については、別添5「契約書記載例」を参照すること。なお、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に変更契約を実施することは、入札説明書及び現場説明書において、入札に先立って入札参加者に了知させるものとする。

(1) 各会計年度における支払限度額の変更

補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、速やかに変更契約を実施し、工事請負契約書第40条第1項に記載の各会計年度における支払限度額を変更するものとする。

(2) 部分払の支払回数の変更

補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、上記(1)の変更と併せて工事請負契約書第38条第1項に記載の工期中に請求できる部分払の回数及び同第42条第3項に記載の各会計年度に請求できる部分払の回数を変更するものとする。

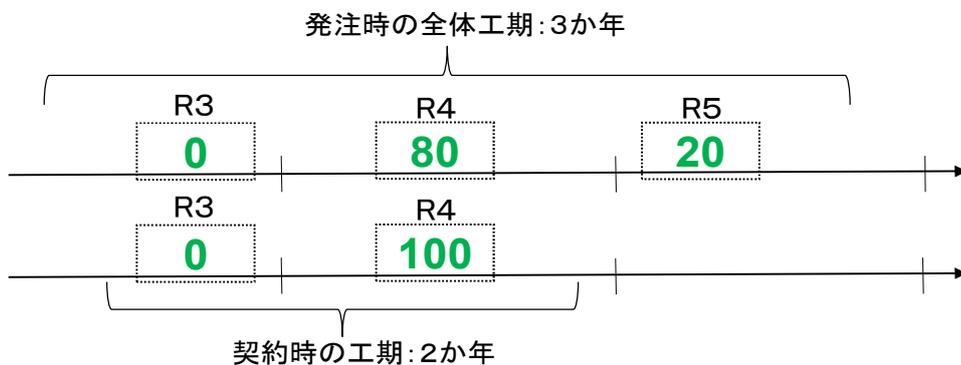
余裕期間制度の活用に関する留意点

国庫債務負担行為に基づく3年度以上にわたる契約について余裕期間制度の方式のうち、受注者の選択により工期の終期が決まる「任意着手方式」又は「フレックス方式」を活用する場合に、全体工期と余裕期間の設定によっては、受注者の工期選定により当初設定していた国債契約の全体工期の期間（年度）及び各会計年度における出来高予定額及び支払限度額が変わる場合も想定されるところである。

この場合、当初設定していた国債契約の全体工期の期間（年度）よりも受注者の選択によって期間（年度）が変わった場合でも支払い等の執行が可能となるよう、期間（年度）が変わる場合における支払条件と各会計年度の出来高予定額及び支払限度額の割合を予め入札説明書等において示しておく必要があるため、発注時に遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、国庫債務負担行為については、契約期間の変更に伴う年割額の変更などにも留意しつつ、適切に契約を締結することが可能となるよう設定されたい。

受注者の工期選定により最終年度および出来高・支払の年割が変わる場合の例
(出来高予定額の年割イメージ)



参考 余裕期間制度

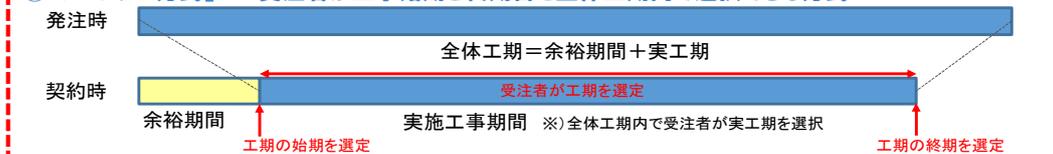
①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



受注者の選定により契約時の工期末が決まる方式